

(案)

岡山駅東西連絡通路デジタルサイネージ等設置及び活用に関する協定書

岡山市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、乙が岡山駅東西連絡通路（以下「通路」という。）にデジタルサイネージ、デジタルサイネージに係る配線及び機材（以下「デジタルサイネージ等」という。）を設置し、活用をすることに関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、甲の施設である通路において、乙が民間事業者等を広告主としたデジタルサイネージ等を設置及び活用することの取扱いについて定めることを目的とする。

（デジタルサイネージ等設置場所）

第2条 乙がデジタルサイネージ等を設置する場所は、甲が指定する場所とする。

（協議）

第3条 乙は、デジタルサイネージ等の仕様及び設置方法についてあらかじめ甲と協議するものとする。

2 乙は、デジタルサイネージ等の仕様及び設置方法について、必要において西日本旅客鉄道株式会社岡山支社と協議を要するものとする。

3 乙は、デジタルサイネージ等の仕様変更等、事業内容を変更する場合は、事前に必ず甲と協議するものとする。

（行政財産の使用許可）

第4条 行政財産の使用許可については岡山市財産条例、岡山市公有財産取扱規則及び関連規程による。

2 第1条の目的による行政財産の使用許可期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。

（施設活用料）

第5条 乙は、デジタルサイネージ等の設置場所が有する広告価値を利用する対価として、行政財産の目的外使用料（以下「施設活用料」という。）年額合計金〇〇,〇〇〇,〇〇〇円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を甲の定める期日までに、年度ごとに甲の指定する方法により支払うものとする。

2 初年度の施設活用料は下記のとおりとする。

（1）令和5年4月1日から広告業務開始日の属する月の前月までの期間については、施設活用料の金額に関わらず、岡山市財産条例第2条第1項の規定に基づき、月割計算により算出した額とする。

（2）広告業務開始日の属する月からその年度末までの期間については、月割計算により算出した額とする。

3 消費税及び地方消費税に係る税制改正があった場合は、施設活用料は、所定の改定を

行うこととする。

- 4 支払われた施設活用料は返還しないものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由で広告を掲載できなかった場合は、別途協議する。

(電気料金等)

第6条 デジタルサイネージ等に係る電気料金、及びJ R西日本不動産開発株式会社への施設使用料は、乙の負担とする。

- 2 前項の電気料金及びJ R西日本不動産開発株式会社への施設使用料について乙は甲の定める期日までに、甲の指定する方法により年一括払いで支払うものとする。

- 3 J R西日本不動産開発株式会社への施設使用の契約は甲が行い、3年ごとに更新するものとする。

(広告主及び広告内容の審査)

第7条 乙は、デジタルサイネージ等へ掲載する広告の内容について、事前に「岡山市広告掲載要綱」、「岡山市広告掲載基準」、「岡山市屋外広告物条例」及び「岡山市屋外広告物規則」に基づく審査を受け、その承認を得たものでなければ掲載できない。

- 2 乙は、前項に定める審査を受けるため、掲載する広告のデザイン等必要な資料を、甲の指定する日までに提出するものとする。

- 3 甲及び乙は、広告主及び広告内容について通路利用者への影響、通路の公共性、美観及び賑わい創出への寄与及び歩いて楽しい空間になるよう配慮し、広告掲載をするものとする。

(広告内容の修正)

第8条 甲は、広告の内容が通路で掲載する広告としてふさわしくないと、甲が合理的な理由により判断した時は、いつでも乙に対して広告の内容の修正を求めることができる。

- 2 乙は、前項の規定に基づく修正を求められた場合は、これに従わなければならない。

- 3 第1項の修正にかかる費用は、乙が負担する。

(広告内容の変更)

第9条 乙は、自己又は広告主の都合により広告の内容を変更するときは、事前に甲と協議をし、第7条における審査を受け承認を得なければならない。

(広告内容についての責任)

第10条 乙は、広告の内容について、次の各号に定める事項を遵守する。

- (1) 広告の内容に関する一切の責任は乙が負うものとし、甲は一切の責任及び負担を負わないものとする。

- (2) 乙は、広告内容が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告内容に係る財産権のすべてについて合理的な権利処理が完了していることを保証すること。

- (3) 甲に対して、第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとし、甲は責任及び負担を負わないものとする。

(甲の広告掲載)

第11条 乙は、甲のPR動画等を通路に放映時間の1割程度無償で掲載するものとする。

(乙と広告主との契約)

第12条 乙は、広告の掲載に当たり、広告主との間で広告掲載に関する契約を締結し、報酬を受領できる。

(デジタルサイネージ等の設置)

第13条 デジタルサイネージ等の設置に係る作業は、乙が自己の負担により行うものとする。

2 デジタルサイネージ等の修繕及び移設等に係る作業は、乙が自己の負担により行うものとする。

3 本事業で設置するデジタルサイネージ及び周辺機器等の所有権は乙が有するものとする。

(デジタルサイネージ等の設置)

第14条 乙は、デジタルサイネージ等の取付箇所及び構造については、通路の維持管理、通行及び災害時の避難誘導に支障にならないようにしなければならない。

2 乙は、デジタルサイネージ等の脱落、破損及び転倒等により、通路通行者に危険を生じさせることのないようにしなければならない。

3 乙は、デジタルサイネージ等を原因とした事故に対し、通路通行者から損害賠償の請求がなされた場合、乙の責任及び負担にて解決するものとし、甲は責任及び負担を負わないものとする。ただし、デジタルサイネージを取り付ける建物の躯体などにおいて明らかに瑕疵がある場合、甲の責任及び負担において解決するものとする。

4 甲は、乙に対して、第1項及び第2項の事項について、助言又は指導を行うことができ、乙はその助言及び指導に従わなければならない。

5 前項の規定に基づく助言及び指導に従うことによって生じる経費は、乙が負担する。

6 デジタルサイネージ等の設置及び撤去等の現地での作業は、乙の希望日時を事前に調整したうえで、甲及び西日本旅客鉄道株式会社岡山支社が指定する日時に行うものとする。

(保守・維持管理)

第15条 乙は、デジタルサイネージ等について適切な管理を行わなければならない。

2 乙は、デジタルサイネージ等が毀損又は汚損したときは、速やかに復旧等の最適な措置をとらなければならない。

3 甲は、デジタルサイネージ等の毀損又は汚損を発見したときは、速やかに乙に通報しなければならない。

4 第1項及び第2項にかかる経費は、乙が負担する。

(デジタルサイネージ等の一時撤去又は掲載広告の一時削除)

第16条 甲は、次の各号に該当する場合は、その問題が解決されるまでの間、乙にデジ

タルサイネージ等の一時撤去又は掲載広告の一時削除（以下「一時撤去等」という。）を指示することができる。

- (1) 甲の指定する期日までに施設活用料の納付がないとき。
- (2) 第8条第1項による広告内容の修正を乙が行わないとき。
- (3) 第14条第4項の甲の助言又は指導に乙が従わないとき。
- (4) その他、デジタルサイネージ等の設置及び広告の掲載を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると甲が判断したとき。

2 前項の一時撤去等の理由となった問題が解消されたと甲が認めるときは、乙はデジタルサイネージ等の設置及び広告掲載を再開することができる。

3 第1項の一時撤去等並びに前項の再開に関する費用は乙が負担する。

4 第1項の指示があったにもかかわらず、一時撤去等に必要相当期間内に乙が一時撤去等を行わないときは、甲は乙の承諾を得ることなくデジタルサイネージ等を一時撤去等することができる。

5 前項において、要した費用は乙が負担するものとするとともに、甲は一時撤去等によって生じた乙の損害の賠償を行わない。

6 本条に基づき一時撤去等が行われた場合で、施設活用料が納付済の場合は、甲は当該期間中の納付済施設活用料を乙に返還しない。

(甲の解除権)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により乙に催告したうえ、本協定を解除できる。

- (1) 第4条の使用許可を得られないとき又は取り消されたとき。
- (2) 法令又は本協定に違反したとき。
- (3) 本協定の履行に関し、乙又はその代理人若しくは使用人等の関係者に、著しく不正又は不誠実な行為があったとき。
- (4) 乙又はその代理人若しくは使用人等の関係者に、重大な社会的信用失墜行為があったとき。
- (5) 乙が破産手続の申立て、更生手続開始の申立て、租税滞納処分があるなど、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当な理由があったとき。

2 甲は、前項各号に規定する場合のほか、行政目的等により、やむを得ず本協定を解除する必要があるときは、乙との協議により本協定を解除することができる。

3 本条の規定により本協定が解除された場合において、乙の責に帰すべき事由がある場合は、甲は納付済施設活用料を違約金とみなし、乙に返還しない。

4 前項の違約金は、損害賠償の一部としない。

(解除に伴う撤去)

第18条 乙は、本協定が解除されたときは、乙の負担により遅滞なくデジタルサイネージ等の撤去を行わなければならない。

(広告主への補償等)

第19条 乙は、第16条第1項若しくは第4項の規定に基づく一時撤去等が行われた場合又は第17条第1項の規定に基づく解除が行われた場合に、広告主に対して損害の賠償又は報酬等の返還を行う必要が生じたときは、乙が自己の責任と負担において解決するものとする。

(損害賠償)

第20条 乙は、第7条第1項により広告の掲載が認められなかった場合、第8条第1項により修正を行った場合、第14条第4項による助言若しくは指導に従った場合、第16条第1項若しくは第4項の規定による一時撤去等がなされた場合又は第17条第1項による解除がされた場合は、甲に対し損害の賠償を請求しないものとする。

2 甲は、本協定の履行に関して、甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えたときは、その損害を賠償しなくてはならない。ただし、間接損害及び二次的損害についてはこの限りではない。

3 乙は、本協定の履行に関して、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなくてはならない。ただし、間接損害及び二次的損害についてはこの限りではない。

4 第2項及び第3項に規定する損害賠償の額は、甲と乙で協議して定めるものとする。

(第三者の損害・紛争)

第21条 本協定によって第三者に生じた損害の賠償に関しては、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 当該損害が甲の責に帰すべき事由により生じたときは、甲が自らの責任と負担をもって解決する。

(2) 当該損害が乙の責に帰すべき事由により生じたときは、乙が自らの責任と負担により解決する。

2 前項に定める場合のほか、本協定の履行について第三者との間で生じた紛争については、甲と乙で協議して、その責任に応じてその処理解決に当たるものとする。

(原状回復)

第22条 乙は、使用許可の期間満了又は許可の取消し等によりデジタルサイネージ等を撤去したときは、速やかに原状回復しなければならない。ただし、甲と乙で協議を行い、原状回復が不要と判断された箇所については、その限りではない。

(著作権等)

第23条 乙は、デジタルサイネージ等の設置に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料又は履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

2 デジタルサイネージ等に掲載されている写真又は画像データを、甲が作成若しくは関与する印刷物又はホームページ等に掲載する場合は、乙はその掲載を許諾するとともに、広告主からの許諾も得るように努めなくてはならない。ただし、広告主又は第三者の権利を侵害し、又はそのおそれがある場合はこの限りではない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第24条 乙は、本協定から生じる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡、継承又は担保提供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(裁判管轄)

第25条 本協定に関する訴訟は、岡山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の解釈等)

第26条 本協定の定めに疑義が生じたとき、また本協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第27条 本協定の有効期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。

本協定を証するため本書2通を作成し、各々記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 岡山市北区大供一丁目1番1号

岡山市

岡山市長 大森 雅夫 ⑩

(乙)

代表取締役

⑩